

訴えの提起について

本市は、次のとおり訴えを提起する。

令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 訴えの相手方の所在地及び名称

(1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社

代表取締役 鎌 上 信 也

(2) 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目8番8号

三峰無線株式会社

代表取締役 中 島 芳 明

2 事件名

談合により締結した契約に係る損害賠償請求

3 請求の趣旨

(1) 相手方に対し、連帯して金1984万5000円及びこれに対する令和2年1月30日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

(2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

訴訟の進行に応じ、適切な方法（和解及び上訴を含む。）をとる。

提 案 理 由

相手方が、本市が締結した消防救急デジタル無線装置の物品供給契約に係る入札において談合を行ったことにより、本市が被った損害金について、返還請求に応じないため。